

富士吉田市基幹系業務システム一式リース仕様書

1. 契約期間 令和8年11月1日から令和13年10月31日（60ヶ月）
2. 納入場所 山梨県富士吉田市下吉田6-1-1
富士吉田市役所 総務部 財政情報課 情報管理担当
3. 物件価格 51,700,000円（税込）
内訳は本市が指定する納入業者の物件価格書を参照すること。
（別紙）
4. 支払条件
 - （1）落札業者は、市の指定するシステムごとに按分した月額賃貸借料を記載した請求書を対象の主管課へ提出すること。
 - （2）月ごとに前月の使用に係る賃貸料を支払う。その額に端数があるときは、その端数を切り捨てた全額とする。
 - （3）落札業者は、主管課ごとの内訳書を税込み額で提出すること。
 - （4）落札業者は落札後納入業者と月額の内訳書内容を協議すること。
5. 契約形態 富士吉田市及びリース会社が物件を賃貸借し、富士吉田市の使用に供し、納入業者が適切な操作方法等の指導を行い、基幹システムが滞ることなく機能することで、迅速かつ充実した行政サービスを提供するために、別紙のとおり三者間の契約を締結する。
6. 納入業者 株式会社 YSKe-com
7. 納入業者の物件価格書の取り扱いについて
本仕様書とともに配布する納入業者の物件価格書は、本賃貸借の入札金額の算定のみ使用するものとする。
本目的以外の使用が発覚した際は、入札の資格を取り消すものとし、落札業者においては、契約を解除できるものとする。
8. 物件の保守 本契約の対象となる物件の保守については、別途契約を締結する。
9. 入札参加前の確認事項
リース会社と納入業者との約定については、事前に確認すること。入札書は月額（税抜）で記載すること。（※請求は4. 支払い条件のとおり主管課ごと振り分け請求する。）

10. その他

- (1) 物件価格には、物件の搬入費用が含まれている。
- (2) リース終了後、リース物件をリース請負業者の負担で引き取ること。
- (3) リース終了後の物件の返却に要する一切の費用（データ消去については納入業者が行う。）を負担すること。
- (4) リース終了後または再リース満了後、HDD および SSD 等の記憶デバイスのみ譲渡が可能であること。（HDD のみの譲渡が不可能な場合は、HDD のみの買い取りを可能とすること。）
- (5) 別紙のソフトウェア、システム導入費に関してはリース契約満了後、富士吉田市に譲渡するものとする。
- (6) 物件には動産保険を付すること。
- (7) 納品にかかわる一切の責任は物品調達業者が負うこととする。
- (8) 本業務で仕様書に記載のない事項で、当然必要となる事項は含まれるものとする。